

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- * 「いじめを許さない」という毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団作りや雰囲気作りに努める。
- * 児童一人一人の有用感を高め、自己肯定感を育むと共に、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。
- * いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、もし、いじめられている子がいれば早期解決を図り、その子の安全を最後まで守り抜く。
- * 未然防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。
- * 未然防止、早期発見、早期解決のために、職員が一丸となって教育活動にあたると共に、保護者や関係機関、専門家との連携を図る。

【未然防止】

- * 明るく笑顔で挨拶や返事の励行を通して、コミュニケーション能力の向上を図る。
- * 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権教育の精神や命を大切にすることを醸成する。
- * 「わかる授業」の創造、実践や個別指導の充実を図り、学習に対するストレスを軽減する。
- * 「温かい聴き方、心を込めた話し方」を通して、互いに相手を尊重し合える集団作りを行う。
- * 「わくドキ活動」を通して、人と協力、協調することで人とより良く関わる力を身に付ける。
- * 学級活動や行事の中に、ピアサポート的な活動を取り入れる。
- * 教師がゆとりを持って、児童と向き合える時間を確保する。

【早期発見】

- * いじめに繋がる言動を見逃さず、常に職員間で児童の情報を共有する。
- * 保健室や教育相談員からの情報提供を受け、それを共有する。
- * 7月、12月の生活アンケート調査の実施。
- * 本読みカードや日記、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して、児童の実態を把握する。
- * 家庭訪問等を通して、保護者との連携を図る。
- * 地域と連携し、登下校時の立哨等を通して児童の実態を把握する。

【早期対応】

- * いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止めさせる。
- * いじめと疑わしき行為を発見した、或いは相談や訴えがあった時は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- * 「いじめ対策委員会」を中心に、関係児童から事情を聴取し、いじめの有無を確認する。結果を被害加害児童の保護者に説明すると共に、教育委員会へ報告する。
- * 被害児童の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、その保護者への支援を行う。
- * いじめた児童への指導を行うと共に、保護者により良い成長に向けての取組方針を伝え、協力を求める。

【PTAや地域との連携】

- * PTAとの各種会議や懇談会、家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校学年だよりを通して、協力を呼びかけたりして保護者との連携を推進する。
- * 日頃から電話や家庭訪問等を通して、保護者からの相談を受けやすい雰囲気作りに努め、いじめ指導に対しての理解や協力を得る。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- * 道徳、学級活動を中心に、いじめについて考える場や機会を設定し、子ども自らがいじめを無くそうとする態度を育む。
- * 児童集会においてピアサポート活動について考える場を設定し、いじめの無い学校にしていこうとする気運を高める。
- * 帰りの会で、「善い事見つけ」を行い、安心して学べる学校作りを推進する。

【いじめ対策委員会】

委員
 校長 教頭 教務主任
 生徒指導主任 学年主任 養護教諭
 担当学年 担任 保健主事

【職員研修・指導体制】 * 年度始め、いじめの基本認識を共有する。

- 【取組等の点検】 * 夏季休業期間に、いじめ問題に関する事例研究の研修を行うと共に、スクールカウンセラーの専門家を招き、職員の実践的指導力の向上を図る。
- * 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、いじめを見逃さないよう自らの感性を豊かにするために、定期的に活用するようにする。
 - * 基本方針に従い、PDCAサイクルによる見直しを行い、実効性のある取組みになるように努める。

【関係機関との連携】

- * 教育政策課や子ども発達支援センター、児童相談所、警察等と情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行う。
- * いじめる児童の背景に、保護者の愛情不足や虐待等、家庭の要因が考えられる場合は、児童相談所等の協力を得ることも視野に入れておく。
- * 幼稚園、中学校との連携を強化する。